

事前質問一覧**5 審査-1 瑞穂町自転車用ヘルメット着用促進補助金**

- ・通勤者の勤務先（近傍鉄道駅）までの使用に供する補助はできませんか。
- ・保護者への補助は、1名のみですか、それとも2名まで対象ですか。
- ・交付要綱について、現時点での構想を教えてください。
- ・補助金額の上限はありますか。審査書に記載の600人で打ち切りですか。
- ・先に購入したものに優先権があるのですか。
- ・近隣市は、この補助金をいつから実施するのですか。
- ・全ての町民の安全を考える上では、年齢制限をつけるべきではないと思います。
- ・中学校の特定地域の自転車通学においては、ヘルメットの着用が義務になっていると思いますが、今までなかった補助をするという認識で良いのでしょうか。
- ・「ヘルメットの必要性」という観点においては、全年齢層において補助対象とするべきだと思いますが、特定の年齢層を補助対象とした理由・根拠を教えてください。

5 審査-2 義務教育就学児医療費助成事業の一部負担金撤廃

- ・資料に「施術を含む」とありますが、保険適用外の治療も補助の対象になりますか。

5 報告-4 令和5年度瑞穂町住民税非課税世帯等に対する低所得世帯支援金

- ・転入世帯に対する周知について、住民課と協力して実施する予定はありますか。
- ・システム改修委託料の詳細について教えてください。
- ・「家計が急変し」とありますが、どの程度の急変を想定していますか。

5 報告-6 令和5年度瑞穂町障害福祉サービス事業所物価高騰臨時対策補助金

- ・要綱の制定は、いつ頃を予定していますか。
- ・基準となる年度、期日は、どのように定める予定ですか。
- ・現在、同様の補助金は支給されているのでしょうか。

5 報告-7 令和5年度瑞穂町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

- ・「家計が急変し」とありますが、どの程度の急変を想定していますか。

5 報告-8 令和5年度瑞穂町食材価格高騰に伴う在宅養育児童等保護者負担軽減臨時給付金

- ・対象児童の250人とは、保育園及び幼稚園等に通っていない児童ということでしょうか。
- ・報告8から10の3つの事業について、違いを教えてください。

5 報告-11 令和5年度瑞穂町介護サービス事業所物価高騰臨時対策補助金

- ・補助対象経費について、燃料費、光熱費、食材費等とありますが、「等」について詳細を教えてください。
- ・福祉用具についても物価高騰の影響を受けていると考えられます。介護認定を受け、用具を購入、もしくはレンタルされている方もいると思いますが、そのような方々への補助（物価高騰分）は検討されているのでしょうか。
- ・介護認定を受けていない方でも、福祉用具を購入、もしくはレンタルをしている方もいると思われます。そういった方々が、専門家の意見書を提出することによって補助を受けられるようにすることはできないのでしょうか。（本補助金に加えることはできないのでしょうか。）

5 報告-12 新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援補助金

- ・補助要件に「週100回以上4週間以上」とありますが、この回数に満たない場合は、補助金が交付されないのでしょうか。
- ・町として、集団接種の会場を設置する予定は、あるのでしょうか。
- ・補助要件の基準である接種回数は、実現可能な回数なのでしょうか。

5 報告-13 羽村・瑞穂地区学校給食組合臨時負担金

- ・食材費の高騰とともに、配送事業者に対する運賃に関して、ある一定の運賃・または燃料サーチャージ等による補填は支払われているのでしょうか。また、今後、社会情勢等の変化による対応は考えていらっしゃるのでしょうか。
- ・臨時負担金では、「食材費の高騰分」に対する負担金となっているが、給食の運搬に係る「燃料費」も高騰していると思われるため、「燃料費の高騰に対する補助は考えていないのでしょうか？

【報告事項】 事前質問回答一覧

5 報告-4 令和5年度瑞穂町住民税非課税世帯等に対する低所得世帯支援金

質問 1

転入世帯に対する周知について、住民課と協力して実施する予定はありますか。

【回答】

基準日（令和5年6月1日）以降に転入された方に対して、個別に周知を行う予定はございません。
なお、広報及びホームページにおいて、町全体に対しての周知を行う予定です。

質問 2

システム改修委託料の詳細について教えてください。

【回答】

令和4年度に使用したシステムにおける情報（対象者の抽出、税情報、口座情報、支給履歴管理情報等）の更新を行うものです。予算については、対象経費242万円を6月議会に計上予定となっています。

質問 3

「家計が急変し」とありますが、どの程度の急変を想定していますか。

【回答】

申請日の属する月の前月までのうち、任意の1箇月の収入に1.2を乗じて得た額が、市町村民税非課税相当である場合としています。本年度の実施要綱については、現在作成中ですが、内容の変更はないため、別紙の昨年度実施要綱（抜粋）にて詳細をご確認ください。

5 報告-6 令和5年度瑞穂町障害福祉サービス事業所物価高騰臨時対策補助金

質問 1

要綱の制定は、いつ頃を予定していますか。

【回答】

6月に制定を予定しています。

質問 2

基準となる年度、期日は、どのように定める予定ですか。

【回答】

令和5年度における経費としています。対象期間は、令和5年4月1日から9月30日まで、申請期日については未定ですが、現時点では10月末とする見込みです。

質問 3

現在、同様の補助金は支給されているのでしょうか。

【回答】

同様の補助金は、支給していません。

5 報告-7 令和5年度瑞穂町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

質問 1

「家計が急変し」とありますが、どの程度の急変を想定していますか。

【回答】

報告4、令和5年度瑞穂町住民税非課税世帯等に対する低所得世帯支援金における基準と同様になります。詳細は、昨年度実施要綱（抜粋）をご確認ください。

5 報告-8 令和5年度瑞穂町食材価格高騰に伴う在宅養育児童等保護者負担軽減臨時給付金

質問 1

対象児童の250人とは、保育園及び幼稚園等に通っていない児童ということでしょうか。

【回答】

お見込のとおりです。

質問 2

報告8から報告10の3つの事業について、違いを教えてください。

【回答】

- ・報告8・・・保育園・幼稚園等に通っていない児童の保護者に対して、食材費高騰の影響を軽減するために補助を行うものです。
- ・報告9・・・保育園及び幼稚園を運営する事業所に対して、物価高騰による経営への影響を軽減するために補助を行うものです。
- ・報告10・・・保育園及び幼稚園に対して、保護者に求める副食費の上昇を招かないように、食材費高騰分を補助するものです。

5 報告-1 1 令和5年度瑞穂町介護サービス事業所物価高騰臨時対策補助金

質問 1

補助対象経費について、燃料費、光熱費、食材費等とありますが、「等」について詳細を教えてください。

【回答】

現時点で、具体的に想定をしているものではありません。制度上「町長が特に認めるもの」を対象経費としているため、「等」と表記しています。

質問 2

福祉用具についても物価高騰の影響を受けていると考えられます。介護認定を受け、用具を購入、もしくはレンタルされている方もいると思いますが、そのような方々への補助（物価高騰分）は検討されているのでしょうか。

【回答】

福祉用具の購入やレンタル費用に対する補助制度は、ございません。

質問 3

介護認定を受けていない方でも、福祉用具を購入、もしくはレンタルをしている方もいると思われます。そういった方々が、専門家の意見書を提出することによって補助を受けられるようにすることはできないのでしょうか。（本補助金に加えることはできないのでしょうか。）

【回答】

この補助金については、物価高騰の影響を利用者に価格転嫁できない小規模な介護サービス事業者に対し、経費の一部を補助することにより、介護サービスの円滑な実施を図ることを目的としています。

対象は、在宅で生活する方が受ける介護サービスで、補助対象欄の①から④に該当する介護サービスを提供している事業者に対し補助するものです。ご質問の福祉用具のレンタルや購入費の個人への補助について、この補助金に含めることは想定していません。

5 報告-1 2 新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援補助金

質問 1

補助要件に「週100回以上4週間以上」とありますが、この回数に満たない場合は、補助金が交付されないのでしょうか。

【回答】

お見込のとおりです。なお、この補助金は、規定回数以上の接種を行った事業者に対して、追加で補助を行うものであり、ワクチン接種費用に関する経費については、別の制度にて補填されます。

質問 2

町として、集団接種の会場を設置する予定は、あるのでしょうか。

【回答】

令和5年6月8日現在、実施をしています。詳細については、別紙の「新型コロナウイルスワクチン令和5年春開始接種に関するお知らせ」をご確認ください。なお、本通知は、4月22日に全戸配布しています。

質問 3

補助要件の基準である接種回数は、実現可能な回数なのでしょうか。

【回答】

集団接種の利用状況や各医療機関における体制によっても違ってくるため、一概に申し上げることができません。なお、本基準については、国が定めたものを準用しています。

5 報告-13 羽村・瑞穂地区学校給食組合臨時負担金

質問 1

食材費の高騰とともに、配送事業者に対する運賃に関して、ある一定の運賃・または燃料サーチャージ等による補填は支払われているのでしょうか。
また、今後、社会情勢等の変化による対応は考えていらっしゃるのでしょうか。

【回答】

各校への給食の配送は、羽村・瑞穂地区学校給食組合と配送業者が燃料費等を考慮した金額で委託契約を締結し、受託業者が履行しています。したがって、受託業者も契約時に社会情勢等を考慮し契約しているものと考えられます。

なお、今後の状況変化につきましては、その都度、給食組合及び羽村市と協議し対応していきたいと考えています。

質問 2

臨時負担金では、「食材費の高騰分」に対する負担金となっているが、給食の運搬に係る「燃料費」も高騰していると思われるため、「燃料費の高騰に対する補助は考えていないのでしょうか？

【回答】

各校への給食の配送委託をはじめ、羽村・瑞穂地区学校給食センターの維持管理、運営に関する費用は、羽村・瑞穂地区学校給食組合負担金として負担しています。したがって、学校給食組合において、燃料費の不足が生じる場合は、給食組合及び羽村市と協議し、追加の負担をするか検討することとなります。追加負担する場合には、給食組合の補正予算計上、羽村市及び瑞穂町において補正予算を計上することとなります。状況については、給食組合と密に連携をとり情報共有を進め、対策を検討していく考えです。

【報告事項】 事前質問回答説明資料

5 報告-4 令和5年度瑞穂町住民税非課税世帯等に対する低所得世帯支援金

令和4年度瑞穂町子育て世帯等臨時特別支援事業 (住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金) 支給事務実施要綱 (一部抜粋)

第3条より

(2) 令和4年1月以降の家計急変世帯 前号に該当する世帯以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降申請日の属する月の前月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和3年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯(同一の世帯に属する者のうち令和4年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額(令和4年1月以降の任意の1箇月の収入に12を乗じて得た額をいう。)又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。))が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。以下「家計急変世帯」という。)ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。

5 報告-7 令和5年度瑞穂町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

瑞穂町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱 (一部抜粋)

2条(2) 所得要件より

イ 令和4年1月以降の家計急変者 第2号のアに該当する者以外の者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者(当該者の1年間の収入見込額(令和4年1月から令和5年2月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。)又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。))が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。)

予約センターを設置します

ご自宅にインターネット環境がない方やインターネットを使った予約方法がわからない方のために、予約センターを以下の会場内に設置します。

予約センターでの予約は、**優先的に予約できる方法ではありません。**

あくまでも、インターネット環境などがない方に対して、**代理で予約をお取りするためのものです。**

【受付期間】 令和5年5月15日(月)～6月2日(金) ※受付状況により期間を短縮する場合があります。

【受付日時】 月曜日～金曜日 午前9時～正午 午後1時15分～午後5時

【会場】

曜 日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
会 場	瑞穂町民会館	元狭山 コミュニティセンター	瑞穂町民会館	武蔵野 コミュニティセンター	長岡 コミュニティセンター

※曜日によって会場が異なりますのでご注意ください。

【持 ち 物】 接種券を必ずお持ちください。接種券がないと、ご予約をお取りすることができません。

【お 願 い】 受付時間開始前に会場にお越しいただくことはご遠慮ください。また、駐車場に限りがあるため、できる限り公共交通機関や徒歩、自転車などでのご来場をお願いします。

ご予約はご本人でなくても可能ですので、ご家族やご友人などインターネットができる方がいらっしゃる場合は、予約サイトからお申し込みいただくようご協力をお願いします。

【小児（5歳から11歳まで）、乳幼児（生後6か月から4歳まで）の接種について】

感染時の重症化を防ぎ、また、感染症のまん延防止の観点からワクチン接種の機会が提供されます。

(1)小児接種（5歳から11歳まで）

①対象の方

初回接種（1・2回目）：5歳以上11歳以下の方（接種日時点）

追加接種（3回目以降）：前回接種完了から3か月以上経過した、5歳以上11歳以下の方（接種日時点）

②使用ワクチン

初回接種（1・2回目）：ファイザー社製の小児用従来ワクチン

追加接種（3回目以降）：ファイザー社製の小児用オミクロン株（BA.4/5）対応ワクチン

(2)乳幼児接種（生後6か月から4歳まで）

①対象の方：生後6か月から4歳までの方（接種日時点）

②ワクチンの種類：ファイザー社製の乳幼児用ワクチン

③接種回数及び間隔

接種回数	3回	
接種間隔	1回目から2回目	通常3週間
	2回目から3回目	8週間以上

※乳幼児接種を受けるには接種券発行申請が必要です。接種を希望する場合は、瑞穂町コロナワクチンコールセンター（TEL042-568-0380）までご連絡ください。

【初回接種について】

令和5年度も無料での接種が継続されます。

接種対象：生後6か月以上の未接種の方

瑞穂町コロナワクチンコールセンター

ワクチン接種のご予約やお問い合わせは、瑞穂町コロナワクチンコールセンターまでお電話ください。

TEL 042-568-0380 (平日 午前9時～午後5時)

瑞穂町

新型コロナウイルスワクチン 令和5年春開始接種に関するお知らせ

※令和5年4月13日時点の情報です。



令和5年度以降の新型コロナウイルスワクチン接種について、国の方針が示されました。

国の方針に基づき、接種を実施していきます。

※今後、国の方針の更新などにより、内容が変更になる場合があります。最新の情報は、町ホームページや「広報みずほ」でお知らせします。

【令和5年度の接種について】

実施期間：令和6年3月末まで

接種費用：無料

接種スケジュール：春夏（5月から8月まで）に1回、秋冬（9月から12月まで）に1回実施。
ただし、年齢、接種状況、健康状態などにより、接種可能な時期が異なります。

【令和5年春開始接種】

(1)対象の方と接種券の発行について

令和5年春開始接種の対象は、**2回目以降の前回接種完了から少なくとも3か月以上経過している次の方です。**

※12歳から64歳までの健常な方へのオミクロン株対応ワクチン接種は令和5年5月7日までで一旦終了となり、令和5年9月以降に開始予定の接種（令和5年秋開始接種）まで接種機会はありません。

接種対象	接種券発行申請		接種券の発送
①65歳以上の方	不要		
②5歳から64歳までの (※)基礎疾患のある 方その他重症化リスク が高いと医師が認める方 (※内容は3ページに 記載) ③医療従事者、高齢者 施設等の従事者の方	18歳から59歳までで、②、③のいずれかに該当するとして令和4年5月から9月までに接種券発行申請をした方 ※上記期間に申請していない場合は、今回申請が必要です。申請方法は3ページをご覧ください。	不要	2ページの接種券発送スケジュールに沿って接種券をお送りします。
	②、③のいずれかに該当する5歳から17歳まで、60歳から64歳までの方	必要	申請受付後、接種券をお送りします。申請方法は3ページをご覧ください。

(2)接種期間：令和5年5月8日から8月末まで

※接種を希望する場合は、必ず8月末までの接種日を予約してください。

(3)使用するワクチン：オミクロン株対応2価ワクチン

【令和5年秋開始接種】

(1)接種対象者：追加接種可能な全ての年齢の方

(2)接種開始時期：令和5年9月以降

(3)使用するワクチン：国による検討が進められています。

※令和5年秋開始接種については、国から詳細が示された後に別途お知らせいたします。

【接種券発送スケジュール】

接種券がお手元に届きましたら、予約が可能になります。

接種状況	接種券の発送	
・オミクロン株対応ワクチンでの3回目、4回目、5回目未接種の方 ・従来ワクチンでの2回目接種完了から3か月以上経過している方	発送済み 未使用の接種券（3回目～5回目）がお手元にある場合は、予約・接種ができます。	
・オミクロン株対応ワクチンでの3回目、4回目、5回目接種済みの方 ・従来ワクチンでの2回目接種完了から3か月経過する方	前回接種完了日	接種券発送日（予定）
	令和4年11月15日までに接種を完了した方	令和5年4月26日(水)
	令和4年11月30日までに接種を完了した方	令和5年5月1日(月)
	令和4年12月15日までに接種を完了した方	令和5年5月8日(月)
	令和5年2月15日までに接種を完了した方	令和5年5月12日(金)
	令和5年2月16日以降に接種を完了した方	令和5年5月17日(水)以降

【ワクチン接種の予約方法】

【インターネット予約】 接種券または右の二次元コードを読み込み、専用サイトへアクセス

【電話予約】 瑞穂町コロナワクチンコールセンター（TEL 042-568-0380）へ電話

【予約センターで予約】 詳細は、4ページの「予約センターを設置します」をご確認ください。



【ワクチンの接種会場】

区分	医療機関名	所在地	区分	医療機関名	所在地
集団接種会場	瑞穂町民会館	石畑1875	個別接種会場	栗原医院	箱根ヶ崎61
	新井クリニック	長岡一丁目51-2		みずほ病院	箱根ヶ崎535-5
個別接種会場	石畑診療所	石畑207		高水医院	箱根ヶ崎282
				菜の花クリニック	殿ヶ谷454

各医療機関へのお問い合わせは、ご遠慮ください。

ご予約、お問い合わせは、瑞穂町コロナワクチンコールセンター（TEL 042-568-0380）にお電話ください。

【接種券発行申請】

(1)申請が必要な方

・基礎疾患がある、その他重症化リスクが高いと医師が認める場合（基礎疾患などの内容は下記に記載） ・医療従事者、高齢者施設等の従事者	左のいずれかに該当する5歳から17歳まで、60歳から64歳までの方 左のいずれかに該当する18歳から59歳までの方のうち、令和4年5月から9月までに接種券発行申請をしていない方
--	---

(2)申請方法

【必要書類】

接種券発行申請書（新型コロナウイルス感染症）

申請書は町ホームページからダウンロードできます。インターネット環境がない場合などは、町から申請書を郵送しますので、瑞穂町コロナワクチンコールセンター（TEL 042-568-0380）までご連絡ください。

【申請方法】

(1)郵送での申請

申請書に必要な事項を記入の上、下記までご提出ください。
提出先 〒190-1211 瑞穂町大字石畑1970番地 瑞穂町保健センター

(2)窓口での申請

瑞穂町保健センターの窓口で申請ができます。

(3)電子申請フォームから申請

インターネットを利用して申請ができます。
町ホームページまたは右の二次元コードを読み込み、専用サイトへアクセスしてください。



基礎疾患などの内容は次のとおりです。

18歳未満の方の場合	18歳以上の方の場合
以下の病気や状態の方で、通院／入院している方 ①慢性呼吸器疾患 ②慢性心疾患 ③慢性腎疾患 ④神経疾患・神経筋疾患 ⑤血液疾患 ⑥糖尿病・代謝性疾患 ⑦悪性腫瘍 ⑧関節リウマチ・膠原病 ⑨内分泌 ⑩消化器疾患・肝疾患等 ⑪先天性免疫不全症候群、HIV感染症、その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態 ⑫その他の小児領域の疾患（高度肥満、早産児、医療的ケア児、施設入所や長期入院の児、摂食障害）	1. 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方 ①慢性の呼吸器の病気 ②慢性の心臓病（高血圧を含む。） ③慢性の腎臓病 ④慢性の肝臓病（肝硬変等） ⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病、又は他の病気を併発している糖尿病 ⑥血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。） ⑦免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。） ⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている ⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等） ⑪染色体異常 ⑫重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態） ⑬睡眠時無呼吸症候群 ⑭重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合） 2. 基準（BMI30以上）を満たす肥満の方

【接種券の発行には手続きが必要な場合があります】

次に該当する方は、転出元やその他町外での接種記録が引き継がれないため、手続きが必要な場合があります。

- ・転入された方
- ・海外在留邦人等向け新型コロナワクチン接種事業での接種を受けた方
- ・在日米軍による接種を受けた方
- ・製薬メーカーによる治験等としての接種を受けた方
- ・海外での接種を受けた方

上記のほか、市町村の会場や医療機関、職域接種での接種に当てはまらない方
接種対象に該当する方には、接種券発行申請受付後、接種券を発行します。申請方法などのお問い合わせは、瑞穂町コロナワクチンコールセンター（TEL 042-568-0380）までご連絡ください。